

孫文の第三次広東政府による関税剰余金 分与要求と列国海軍による共同示威行動 に関する一考察

日 台 礮 一

目 次

はじめに——問題の所在

I. 孫文の第一次広東政府から第三次広東政府に至る経過の概要

II. 「臨城事件」と「関余問題」

III. 孫文側による「関余」要求の論拠とその使途

IV. 「関余」要求に対する外交団および領事団の措置

V. 「関余問題」および「列国海軍による共同示威行動」に対する各国の態度
とその背景

1 イギリス

2 アメリカ

3 フランス

4 イタリア

5 ポルトガル

6 日本

VI. 孫文側の、「列国海軍による共同示威行動」への対応

おわりに

(註)

はじめに——問題の所在

1918年、軍閥に広東を追われ上海に脱出、同地で革命路線の再検討を行うに際し、五・四運動、ロシア革命、中国共産党の成立に触発された孫文は、その後1923年1月に至り「国民党宣言」を発表、革命における民衆の役割の重要性

を指摘するとともに、新しい三民主義の構想を示した。ソビエト代表ヨッフエとの共同宣言の発表が行われたのもこの月のことであった。これらを踏まえ、孫文は広東において大元帥に復任し、3月、第三次広東政府¹⁾を組織した。

彼は7月(正式申入れは9月)、広東海関の関税問題をめぐって、関税剰余金²⁾(「関余」)の広東政府への分与を、イギリス人総稅務司(I.G.)³⁾に要求した。この事件は、イギリスの極めて巧妙な主導によって、列国すなわちイギリス・アメリカ・フランス・イタリア・ポルトガルに日本の、計17隻の艦艇による、共同軍事示威行動を招くに至った。

この事件は、孫文による初めての公然たる反帝国主義的实践として注目されるが、問題の考察に当っては次の諸点への顧慮が必要である。

1. この事件の1年前、ワシントンにおいて、中国に関する九国条約の調印をみている。従ってこの事件に対する列国の対応、とくにイギリスのそれは、ポストワシントンすなわち九国条約体制下における、中国に対する帝国主義的政策展開の方向を示すものとして、注目を要する。
2. この場合、孫文による「関余」の問題提起の約2ヵ月前に生じた「臨城事件」(本稿Ⅲ参照)に対する列国の対応と一体的な考察を要する。

その点、孫文による「関余」の問題提起の時期自体も、イギリス・アメリカを後ろだてとし、列国から中国政府として承認されていた北京の軍閥政府が、「臨城事件」によって欧米の国民、少なくとも中国在住の欧米人からの信頼を、最大限に失った時期であったことも忘れられてはならない。

3. さらに孫文についていえば、この事件は彼のこれまでの革命路線への反省から生れた、革命における民衆の役割の重要性を認識した、新しい革命路線の実践という意義を有していた。
4. 本問題に関する史料については次の諸点に留意を要する。
 - a. 前述のように列国から中国を代表する政府として承認されていたのは、北京の北洋軍閥政府であった。しかし、孫文の広東政府は、この帝国主義国のかいらいであり、かつ軍閥政権である北京政府に対抗する、華南における de facto の政府であった。

そのため広東領事団は北京の外交団の現地における代行機関、情報セ

ンターの機能を果さねばならず、「関余問題」については現地の総領事館は無視できぬ存在であった。

広東領事団の首席領事は1923年12月27日、イギリス総領事サー・ゼームス・ジェミーソン(外国人人名の読み方は「日本外交文書」を踏襲)から日本の総領事天羽英二に引き継がれた。従ってとくにこの問題の後半に関しては在広東日本総領事館の文書は少なからぬ史料価値を有する。しかし在広東総領事から直接、あるいは在北京の日本の在華公使を経て、参考のため外務大臣宛に送られたもの以外は、原則として記録文書として保存の対象とならないが、本件に関し本省に送付された文書は「義和団事変賠償金授受一件」の「別冊」としてファイルされている(分類番号2-2-1 2-2)。

- b. 公刊されている史料としては周知の通り外務省編の「日本外交文書」が存する。しかし、その編集方針が暦年主義であるため、「関余」関係の史料は大正12年の12月末で掲載が打切られている。事件が急転するのは大正13年(1924年)1月であり、列国海軍艦艇の一斉撤退は4月末であるのに「日本外交文書」の大正13年版は「広東商団問題」以下の掲載に移り、「関余」関係史料は前年版で尻切れとんぼの状態に終わっている。また大正12年版には「関余」関係の重要文書で採録から省かれているものも存する。
- c. 以上の諸点から本稿においては主として次の2種の史料にもとづいて考察を進める。

イ. 在広東副領事 木村朝之輔作成の「広東税関差押問題経過報告」(外務省外交史料館2-2-1 2-2、以下「領事報告」または(領)と略記)を軸とし、上記「別冊」採録の文書に併わせ、

ロ. 在広東総領事館に大正12年(1923年)5月3日着任、同13年(1924年)12月離任した同総領事館外務書記生 伊地知吉次作成の、同総領事館英文来・往信写し⁴⁾、を以て上記を補うこととした。

(紙数制限の関係上、引用は最少限度にとどめ、詳細は別稿に譲る。以下、「英文文書」もしくは(英)と略記。)

I. 孫文の第一次広東政府から第三次広東政府に至る経過の概要

(1) 第一次広東政府

孫文は袁世凱の死後、旧国会と臨時約法（憲法）の復活をきくと北京に入った。しかし北京政府は依然として北洋軍閥の支配下におかれていた。孫文は国会尊重・臨時約法擁護を主張して段祺端など北方派と争い、1917年、同志を率いて広東に去り、同地に革命の基盤を置く第一次広東政府を樹立した。孫文は非常特別国会を広東に召集し、その国会で大元帥に選ばれた。しかしながら孫文は「護法」の旗印の下に集まった軍閥とも手を握らねばならなかったし、軍閥もまた孫文を利用した。その際とかく軍閥の発言力が大きく、孫文と岑春煊ら西南軍閥とは意見が合わなくなり、孫文は広東を追われ、日本を経由して上海へ脱出せざるを得ず、彼の第一次広東政府は崩壊した。

(2) 第二次広東政府

上海での孫文は革命路線の再検討を重ね、1919年10月、「中華革命党」を「中国国民党」と改称し、党の立て直しをはかった。同年に起った「五・四運動」にみられた民衆運動の大きな力が孫文に与えた影響は少なくなかったと思われる。

1920年末孫文は第二次広東政府を組織し、21年5月に大総統に就任して列国の承認を求めたが、容れられなかった。孫文はそこを根拠として22年、北方の直隸軍閥の巨頭・呉佩孚らに対し北伐を企てた。しかし呉佩孚の背後にあったイギリスの勢力は、呉を通じて、孫文の軍事的支柱・陳炯明を押えた。そのため、陳は毎回孫文の北伐を妨害し、ついには孫文は陳に襲われる身となり、危うく軍艦に逃れて上海に赴くほかはなかった。このようにして第二次広東政府もまた崩壊をみるに至った。

(3) 革命路線の転換と第三次広東政府

孫文が1918年、第一次広東政府崩壊により上海において革命路線の再検討を重ねていた頃、レーニンにあててロシア革命の成功をたたえる祝電を送り、ソ

ビエトに対する友好的態度を示していた。21年末にはレーニンの秘書マーリンの訪問などを受け、孫文は次第にソビエトに対する共感を深めていった。22年、ヨッフエがソビエトの北京駐在極東全権代表となり、後藤新平により日ソ関係打開のため招かれた折、上海に寄って孫文と会見した。その結果は、23年1月上海での孫文＝ヨッフエ共同宣言の発表となり、ソビエトとの緊密な協力関係、とくにソビエトの支援が約された。一方21年7月に成立した中国共産党との合作についても、22年には李大釗の国民党への加入が行われ、合作への第一歩が踏み出されていた。このように、「五・四運動」などの中国民衆運動の大きな力とロシア革命の教訓に学び、かつ共産党の批判と援助を受け入れ、23年1月、「国民党宣言」の発表となった。孫文はここで革命における民衆の役割の重要性を説き、新たな三民主義の構想を訴えた。彼がその頃著わした「建国大綱」には新しい革命実践の計画が盛り込まれていた。

孫文は2月広東に帰り、3月に第三次広東政府を組織し、封建軍閥の打倒と帝国主義の中国侵略への反対を行う国民革命が目指された⁵⁾。

II. 「臨城事件」と「関余問題」

孫文の広東政府の外交部長伍朝樞が、在広東イギリス総領事に、関税剰余金の分与をもちかける2ヵ月前の、1923年5月6日午前2時、津浦鉄道臨城付近で、約1000名の土匪の一群が、浦口発天津行の急行列車を襲い、20余名の外国人を含む多数の乗客を拉致して近くの山寨にたてこもり、北京政府に対し、土匪団を政府軍へ改編するよう要求する事件が起った。うち外国婦人4名は、一旦拉致された後、放還された。婦人たちは事件が何分夜間のことゆえ、寝衣のまま跣足で、十数里も飲まず食わずで歩行させられた。外国人男子のうち14名が捕えられたが、うち8名はアメリカ人、残りがイギリス人であった。宝石はじめ目ぼしい携行品・手荷物が掠奪されたのはいうまでもない。

土匪と政府との交渉は難航を極めたが、交渉1ヵ月余で漸く人質全員の解放をみた。

この事件は外国人の間に北京政府の統治に深刻な不信感を抱かせるに至った。

孫文が関税剰余金(「関余」)について問題提起をしたのはまさにこのような時機を衡いたものであった。

列国は北京政府に損害賠償・責任者処罰等を要求するほか、将来の保障について、イギリスは外国士官の監督の下に鉄道警備を行わせ、またその警備費を担保させるため、外国人を運輸・会計主任にさせるなど、鉄道も、海関や塩同様、外国人(いずれはイギリス人)の実質的支配下におこうとする案の実現を強硬に求めた。そして列国海軍の共同示威行動に持ち込み、弱体な北京政府を追いつめ、先の案の実現をはかろうとした。しかし、ただでさえ弱体なかいらい政権を追いつめ、しかも海に面しているわけでもない北京に対しては直接的効果が薄く、その上、いたずらに民衆の排外熱を煽るだけに終るおそれのある、この列国海軍艦艇の共同示威行動に対して、列国は消極的態度をとり、その実現は阻まれた。

北京政府は賠償と責任者の処罰には応じたが、警備問題については、中国側がその体制を整備するとして硬く譲歩しなかった。しかも、警備の点に関して具体的な策となると、列国側は利害錯綜し、イギリス提案への支持は力を欠いていた。

その際、中国側の顧問をしていた日本の坂西陸軍中將が、中国側に対し、外国の支配を免れるため、積極的に自主警備体制を整えるよう勧告したことが広く伝わった。その結果、日本は表向きは公使が外交団の案に賛成しながら裏では陸軍の現役将官がその案の実現を阻んでいるとのうわさが流れた。「臨城事件」では日本人に全然被害がなかった点もあって、北京では日本とイギリス間に、微妙な空気が流れた。それだけに、広東での「関余問題」の際は、イギリスの望む列国海軍の共同示威行動には、日本としては消極的ながら順応せざるを得なかった。〔参照：「日本外交文書」大正12年第2冊第9項〕

Ⅲ. 孫文側による「関余」要求の論拠とその使途

大正12年(1923年)7月下旬、広東政府の伍朝樞外交部長は在広東天羽総領事に対し、“西南護法政府(本稿Ⅱの(1)参照)はかつて1919年中から1920年3

月迄、関税剰余の配給を受けていた。ところが、同政府瓦解とともに、この剰余の配給は一時中止のやむなきに至った。今般広東政府は前回同様その配給を受けたい希望を有している。そこで先般来、広東領事団の首席領事(イギリス総領事)を通じて北京の外交団と総税務司に請願して居る。もしこの関税剰余の配給を受けたら、省民の福祉のために使用し、決して軍費には流用しない。については日本政府においてもこの目的達成に援助を与えるよう”北京の日本公使への伝達方を依頼してきた。そこで天羽総領事は広東政府の要求に関する覚書の提出を求めたところ、9月21日、伍外交部長は次の2通を持参し重ねて尽力方を懇願して辞去した。

この覚書は「関余問題」の骨子となるものであるが、「日本外交文書」には掲載が省かれているので、総領事館の訳・全文を掲載する。

覚書(イ)号

- (1) 1919年ヨリ1920年ニ亘リ広東護法政府ハ其要求ニ因リ外債償還ニ充テラレタルモノヲ除ケル爾余ノ関税収入ノ一部ヲ手交セラレ1920年3月迄ニ約6回伍廷芳博士ノ手ヲ経テ之ヲ受領シタル処時恰モ同政府部内ニ内訌アリ一時政府瓦解シタル為之レガ交付ヲ中止セラレ申候然ルニ同年末再ビ政府ノ恢復ヲ見タルニヨリ未だ滞積関余約250万「テール」ノ交付ト且爾後引続キ本関余ノ配給方ヲ要求シタル処最初ハ総税務司モ外交団モ之ニ賛成ナリシニ偶々米国务務省ヨリ米国公使ニ訓令到達シタル由ニテ其結果本関余ハ北京政府ニ交付セラルコトト相成リ申候
- (2) 米国务務省ノ態度ハ同省ヨリ伍廷芳氏ニ宛テタル書翰ニ依リ明瞭ニシテ右ニ依レバ「銀行団ガ外交団ニ代リテ関税収入ヲ管理スル唯一ノ目的ハ関税収入ヲ担保トスル債権ヲ保護(満足セシム)セントスルニ在リ故ニ是等ノ債務ヲ引去リタル爾余ノ剰余ニ関シテハ外交団ハ支那ニ於ケル列国ノ承認セル政府ニ対シ無条件ニテ交付スベキモノナリ」ト言フモノナル処此点ニ関シテハ広東政府亦同感ニ有之候即外債償還ニ充テタル爾余ノ関税収入ハ純然タル支那ノ国内問題ナリト言フコトニ有之候故ニ今日北京ニ「支那政府」ナルモノ存在シ関余ノ無条件交付ヲ受クルノ権利ヲ有スルモノトセ

孫文の第三次広東政府による関税剰余金分与要求と
列国海軍による共同示威行動に関する一考察(日台)

バ広東政府モ亦当然同様ノ権利ヲ有スルモノナル処不幸ニシテ今日北京ニハ支那政府ナルモノ存在セザルノミナラズ過去数年間ニ亘リ其存在セザリシハ内外人ノ均シク認ムル処ニシテ最近ノ某鉄道事件及北京ノ政情等ハ之ヲ証シテ余アルノミナラズ1919年列国政府ハ正式ニ各種武器ノ支那輸入ヲ禁止シタルガ当時北京政府ニ致シタル公文中ニ「日下支那ニハ其權力支那全土ヲ支配スベキ」政府ナキ旨ヲ声明致居候之ニ依テ觀ルモ北京政府ナルモノハ国内ノ一政派タルニ過ギズ偶々中央政府ノ旧址ニ拠リ其官文書ヲ引継ギタルノ理由ヲ以テ外交上ノ承認ヲ得居レル次第ナル処此ノ北京政府ナル一政派ハ数年来広東政府其他西南諸省ニ向テ宣戦シ広東、四川兩省今尚流血ヲ見ツツアル状態ニ有之候此ノ如ク西南各省ガ当然交付ヲ受ケテ以テ建設の事業ニ使用シ得ベキ関余ガ単ナル外交上ノ承認ノ為敵軍北京政府ノ手ニ渡リ彼等ノ為西南各省ノ子弟ヲ殺戮シ其人民ヲ塗炭ニ苦シマシムルノ資ヲ供給スルコトトナルハ忍バント欲スルモ得ベカラザル所ニ有之候我西南各省民ガ関税収入ヨリ支払フベキ對外債務ハ他省人ト共ニ飽ク迄之ヲ負担スルモノニ有之只右ノ對外債務ヲ引去リタル余剩中当然我等ニ歸スベキ部分迄モ之ヲ北方軍閥ニ交付シ以テ我方ヲ攻略スルノ資ニ供セラルルコトニ反対スルモノニシテ之ヲ許容スルハ全然公理、正義ノ觀念ニ背反スルモノニ有之候

(3) 故ニ外交団ハ宜シク銀行団ニ対シ各種對外債務履行後ノ関余ハ之ヲ無条件ニテ総稅務司ニ交付シ總稅務司ヲシテ支那全国民ノ公僕トシテ本関余管理ニ当ラシムル様訓令セラレンコトヲ希望致候左スレバ本政府ハ總稅務司ニ対シ本関余ヲ北京ト広東間ニ按分分配シ且ツ1920年以來滞積セル西南各省ノ取分ノ支給ヲ要求スベク候

(4) 右ニ関シ或ハ言ハン北京政府ハ1921年3月以後本件関余ヲ全部内国公債基金ニ充テ總稅務司ヲシテ之ヲ保管セシメ居ルヲ以テ事実上現在ノ処所謂関余ナルモノハ存在セズト

然レドモ西南各省ハ左記ノ理由ニヨリ関余存在セズトノ説ヲ承認スル能ハザルモノニ有之候

(甲) 西南各省ハ已ニ本件関余ノ請求權ヲ有スルモノニシテ此權利ハ北方軍

関ノ独断的行為ニ依リ剥奪セラルベキモノニ非ズ事実上西南各省ハ最近六ヶ年間北京政府ノ如何ナル行為モ之ヲ有効ト認メタルコト無之從テ1921年3月ノ北京政府ノ命令亦当方ニ対シ拘束力無キモノニ有之候

(乙) 所謂関余ナル語ハ明確ナル意義ヲ有ス即チ関税中ヨリ対外債務ヲ完全ニ履行シタル後尚残存スル剰余金はナリ此意味ニ於ケル関余ナルモノハ實際上多額ニ存在ス而シテ西南各省ハ之ニ対シ当然其分前ヲ要求スルノ権利アルモノ也若シ北京政府ガ自家ノ取分ヲ以テ其債務ヲ償却セント欲セバ是レ全然北京政府ノ事ニ属シ吾人ノ関知スル所ニ非ルモ右北京政府ノ有スル債務仕払ノ為吾人ノ取分ニテ之ヲ負担スルコトハ承認シ難キ所ニ有之特ニ是等北京政府ノ債務ノ或者ハ政治上軍事上西南討伐ノ為使用セラレタルモノニシテ其起債ニ当リテモ之ヲ一般社会ヨリセズ少数私人又ハ銀行ヨリ高率ノ利子ヲ仕払ヒ借入レタルモノナルニ於テハ尚更承認致シ難キ次第ニ有之候

(丙) 若シ総稅務司ニ於テ上述ノ議論ガ正当ナルハ之ヲ認ムルモ総稅務司ハ内債償却基金ノ保管ニ任ジ居ル關係上本覚書第三ノ要求ニ応ズル時ハ該基金ノ額ヲ少ナカラシムトノ懸念ヨリ本要求許容ヲ躊躇スルモノナランニハ御注意申上グベキコト有之候ソハ1921年3月北京政府ノ命令ハ公債整理基金トシテ関余不足ノ場合ニハ毎年塩稅余剩1400万元及煙酒收入1000万元ヲ指定シ之ニ対シ北京交通部ヨリ毎月50万元ヲ立替支出シ得ベキコトヲ規定シ居ルコトニ有之候然ルニ右二種ノ支出ハ僅ニ七・八ヶ月ニシテ止ミ其後減債基金ハ専ラ関余ヨリ支出セラレ居リ候

故ニ北京ノ前記命令ヲ彼等自身ニ於テ遵奉シタリシナランニハ仮令西南取分ノ関余ヲ控除スルモ尚充分ナル減債基金ノ残存ヲ見タリシナルベキニ事實彼等北方軍閥ハ擅ニ塩稅、煙酒、鉄道等ノ收入ヲ以テ四川、広東討伐ノ費用ニ充當シ居ル結果減債基金ハ専ラ関余ニ頼ラザルヲ得ザル所以ニ有之候

(5) 以上申述べタル所ニ依リ第三項ノ要求ハ執レノ方面ヨリ觀ルモ頗ル至当ナル事御了解ト存候ニ付右要求御許容方至急御取計希望致候

孫文の第三次広東政府による関税剰余金分与要求と
列国海軍による共同示威行動に関する一考察(日台)

覚書(ロ)号

西南各省が交付ヲ要求スル関余ハ下記ノ建設的目的ノ為メ使用セントスルモノニ有之候

広東市政改良案	200万元	
省道路建築費	200万元	
金融整理費	400万元	
西江改修費	100万元	
蚕業改良費	50万元	
農事試験場支所設立費	30万元	
教育費		
高師ヲ大学ニ昇格費	50万元	
医専昇格費	50万元	
法律学校 同	30万元	210万元
女子師範 同	20万元	
農学校改良費	30万元	
海外留学生経費	30万元	
海賊防止費	100万元	
合計	1290万元	

凡ソ南方ノ情况ヲ知ル者ハ何人ト雖上経費ガ至急ヲ要スルモノナルヲ確認致スコトト存候 (頷)

上記の広東政府の要求に対し、9月27日北京の首席公使から外交団において考慮中との連絡があったのみで、何等具体的返答に接することなく10月下旬に入った。そこで10月23日伍外交部長から(第2)覚書の提出があり、外交団へ伝達方の要求があった。その要点は前掲の覚書(イ)号第4項(甲)の論点を強調し、かつその年の11月12日、借款団関係国公使から北京政府に宛て、最近発布された関税剰余を内債償還基金としようとする大總統令に対して抗議が提出されたことを指摘し、本令は広東政府としても許容することのできないもので、もし北京政府に続行を許すなら、頗る危険な情勢を誘致することになる。

それゆえ、「関余」処分の問題は、新規に会議を開き、広東政府を含むすべての関係者の間で検討するよう申入れたものであった。(領)

IV. 「関余」要求に対する外交団および領事団の措置

前述の広東政府からの(第2)覚書が外交団に到着した折、首席公使は、広東政府が瓦解したとの報道に接したという理由で、この件に関する外交団の斡旋は当分見合わせる旨を各国公使館へ回章した。

12月3日、広東領事団の首席領事は、12月1日北京発信の外交団からの訓令を受け、これを伍外交部長へ伝達し、その旨各領事に回章で通知した。首席領事から伍朝樞外交部長へ宛てた書翰は次の通りのものであった。

December 3rd, 1923.

Sir,

I have the honour to inform you that I have been, directed by the Dean of the Diplomatic Body to transmit to you the following telegraphic message received here yesterday, for the information of the local Government.

The Diplomatic Body having learned from their consular representatives that Dr. Sun Yat-sen and the local Government of Canton, without awaiting a reply to the appeal which they had Addressed to the Dean, asking for a reconsideration of previous decisions with regard to the allocation of the Customs' surplus, have threatened to take over temporarily the administration of Chinese Maritime Customs at Canton.

The diplomatic body request that I in my capacity as Senior Consul, warn the local Government at Canton that the foreign representatives are not prepared to admit any interference with Chinese Maritime Customs, and that, in the event of any such

孫文の第三次広東政府による関税剰余金分与要求と
列国海軍による共同示威行動に関する一考察(日台)

attempt being made, they will take such forcible measures as they may deem fit to meet the situation.

I have accordingly the honour to transmit to you the above and to express a hope that due consideration be given to the message therein conveyed.

I should feel obliged if you would furnish me with an indication of the views of the local Government without delay.

I have the honour to be,

Sir, (英)

12月3日、在広東イギリス総領事は、在北京のマクレイ公使から送られてきた電報で、12月1日の外交団会議において、中国沿海に海軍艦艇を有する列強の代表から、各代表それぞれ本国政府に、海軍示威行動に参加するため、直ちに広東への戦闘用艦艇の派遣方を求めさせ、かつ指揮官をして領事団と協議させる手配を講ずることになった旨、回章で在広東の各国総領事に連絡があった。

孫文側は、外国が威嚇しているような強制手段に出るとすれば、それは北方軍閥への加担行為であり、中国への内政干渉である。広東政府は尚2週間は行動をとるのを差控え、外交団の決議を待つ旨通告してきた。これに対し外交団は12月11日会議の結果、関余問題の処分に関しては何等決定を与うべき地位に非ず、今後も何等自主的若くは仲介的行動をとることはできない旨の回答を寄せ、孫文をつき放した。外交団はこの回答の結果、孫文が何等か行動に出るかも知れぬとて、万一に備える計画をたて、日本も駆逐艦2隻を呼びよせることに同意した。

孫文はポルトガル公使に調停を依頼したが、イギリスの意向を代弁する首席公使のオランダ公使はこれを厳しく斥けた。孫文はまたイギリス・アメリカの本国にステートメントを送るなど本国の与論に働きかけた。外交団からつき放されかつ調停の途を閉ざされた孫文は、翌年1月末までかけて総稅務司と交渉を行った。しかし、イギリス人総稅務司はとらえ所のない、不得要領の交渉をくり返すばかりで、さすがの論客揃いの広東政府も総稅務司相手の交渉には見

切りをつけざるを得なかった。(領)

局面の展開をもたらしたのは、孫文によってマスコミと民衆運動のターゲットが、12月15日を期してイギリスからアメリカへ向けられた結果、駐華アメリカ公使の動揺を来たしたことである。これについては本稿VI、「孫文側の「列国海軍による共同示威行動」への対応」において後述する。

V. 「関余問題」および「列国海軍による共同示威行動」に対する各国の態度とその背景

1. イギリス

孫文による「関余問題」提起の約2ヵ月余りに生じた「臨城事件」の善後策として、在華イギリス公使は、外国士官の監督下に鉄道警察隊を設けさせて鉄道の安全確保に努めさせ、かつ鉄道の収入をもってその警備の万全を期すため、外国人の運輸主任および会計主任を入れることを主張した。またとかくイギリス公使の意を体して発言する当時の首席公使(外交団長)・ポルトガル公使からも、津浦線を外国人管理の下に置くのは如何と述べさせている。イギリス公使は折あらば、運輸・会計主任の件の、再説に努めている。またイギリス本国においても、外務次官は国会において、「イギリス政府は在北京同国公使に対し、外国管理の下に鉄道警察隊を設立すること、右警察隊給料支払を確保するため、鉄道収入に関し、外国の監督をいっそう嚴重にする」云々と明言している。その際、イギリス側が常に国際的とか国際共同管理という語を慎重に避けていることは注目に値する。フランスが自国の警乗兵を乗車させようとした折、イギリスは外交団の首席公使・ポルトガル公使に反対をさせている。

「臨城事件」「関余問題」の前年、すなわち1922年2月6日、ワシントン会議において「中国に関する九国条約」が調印された。その結果、中国における主権・領土的行政的保全の尊重・商工業上の門戸開放・機会均等主義の遵守などが協定された。「臨城事件」に対するイギリスの態度は、九国条約体制下におけるイギリス帝国主義の新たな展開方向として、海関における Foreign Inspectorate 制⁶⁾を鉄道に及ぼし、ゆくゆくは中国の鉄道を外国、実はイギリ

スの実質的支配下におこうとしたところから来たものとみられる。

「関余問題」においてイギリスは孫文政府の極度の財政窮迫を知るが故に、木村副領事の報告書において“瓢箪なまず”(領)と表現されたような、敢えて不得要領な、答えにならない答え方でいたずらに時日を遷延させつつ、孫文側のあせりといら立ちを誘い、ある段階では開き直って実力行使の機を窺っていた。他方列国には孫文側による差押え近きを説いて、先の「臨城事件」で失敗した、列国海軍艦艇による共同示威行動に持ち込むことに成功した。以上のようなイギリスの態度は、九国条約体制下における、イギリス帝国主義の新たな展開のための基礎固めから発している。すなわち海関における Foreign Inspectorate 制を、ことあるごとに鉄道など海関以外の分野に持ち込み、形式的には中国政府の官吏であるイギリス人による実質的支配を行うために、是非確守しておかねばならなかったのが、イギリス人 I.G. (総税務司) の権威であり、中国の中央・地方を問わぬ政府からの不可侵性であった。

2. アメリカ

「中国問題」ではとかく反帝国主義運動に対し理解を示すような態度をとり、とくに厳しい日本批判を繰り返してきた米国であるが、孫文の「関余問題」については、英国の尻馬に乗っただけではなく、むしろ積極的に軍事的干渉に乗り出し、諸外国中、最も多数の艦艇を示威行動に参加させた。

その背景には前述の「臨城事件」の被害者の数が米国人が最も多く、かつ、下院議員の妹をはじめ米国婦人が被害にあったところから、中国に対する不信と不安の念が急激に盛り上っていた時期に際会したことも、その理由の一つである。しかし、列國中、最多数の艦艇を共同示威行動に参加させた背景として、さらに次の諸点が掲げられよう。

1. 外債担保の一括保全を望む国際金融資本の要請 (I.G. のアグレンは北京への帰任の前にアメリカに立寄り、その要請を聞いている)
2. 「三都澳」⁷⁾ への海軍基地獲得失敗後も引続き抱かれていた米国海軍の強い華南進出志向

アメリカは、本稿 VI. 「孫文側の、「列国海軍による共同示威行動」への対

応”の章で後述するように、12月15日を期しての、激烈な反米運動に直面して大いに動揺を來たした。その結果、1月早々に広東を訪れたシャーマン・アメリカ公使は、イギリス抜きで現地の各国総領事と懇談、さらに広東政府の外交部長や孫文自身とも会談を行い、北京に帰っては北京政府とも意見を交わすなど、イギリスの敷いた孫文封殺網に横穴を明け、関係者間の意見の溝を埋め、他方現地領事館側の内意を汲みとり、示威運動からの撤収への端緒を築いた。

(領)

3. フランス

かつてはアジア侵略・中国侵略を競い合うライバル同志のイギリス・フランスの関係であったが、ヨーロッパにおける、とくに第1次大戦ならびにその戦後処理をめぐって、フランスはイギリスとの緊密な協調関係を保持する必要がある。フランスの東洋艦隊はイギリス・アメリカに次ぐアジアにおける有力な海上戦力であったが、仏領インドシナに対するほか、広州湾をはじめとする華南へのミリタリープレゼンスも欠かせなかった。

「関余問題」において、フランスはイギリスの忠実な伴侶で、北京の公使会議に際しては、両国の間で予め緊密な下相談が行われていた。1923年12月3日、在広東の各国総領事館に広東領事団の首席領事・イギリスの在広東総領事サー・ゼームズ・ジェミーソンから12月1日発信・12月3日着信の、北京外交団首席公使からの海軍共同示威行動についての電報指令が回章されて来、日本・アメリカの総領事が、それぞれ、自国公使および本国の指示待ちの折、イギリス・フランスはそれぞれ海軍大将および海軍少将の将旗をたなびかせた軍艦2隻づつの広東入港をみせていたことは、両国の北京外交団における緊密な関係を如実に物語るものであった。

(領)

4. イタリア

専ら列国への最小限度の義理建てを行う建前で行動していた。イタリア軍艦は吃水の関係で広東入港ができないため、小型の中国汽船を砲艦に仮装して広東に派遣していたため、設備などが不便で、いち早く引き揚げを希望していた。

しかしイタリア艦だけの引き揚げは領事団決議にも反し、列国の協調が破れた印象を与えるのは好ましくないところから、北京の外交団の指示を仰ぎ、列国間の協調が破れた印象を与えぬよう苦心を払いつつ撤退が認められた。

5. ポルトガル

アジア進出にかけては最先発国の一つであったが、その歴史を留めるマカオの総督の指揮下に軍艦を保有しており、一々本国へ伺いを立てずに電報1本で軍艦を広東に派遣することができた。帝国主義国として中国において悪名の高い日本・イギリス・フランスにアメリカなどだけで組むよりは、そこにイタリア・ポルトガルが入ることにより、列国としての体をなすことができ、その意味では不可欠のメンバーであった。イギリスに極めて従順であったが、早くから示威行動中の自国艦のマカオへの帰還を望んでいた。

6. 日本

中国において日本は五・四運動以来、激しい排日運動にさらされ、山東の返還も、些かの好影響ももたらさなかった。何もしなくても排日、何かすればなお排日と、日本は八方ふさがりで身動きのできない状況にあった。それ故、日本のあっせん調停に期待していた孫文が、学生団体・労働団体に対し、日本を敵とすべきでないことを説いて呉れたことは内心、多とじていた。「臨城事件」では日本人の被害者がいなかったため、列国の要求には冷淡との誤解が生まれ、また先に述べたように、中国の顧問をしていた坂西陸軍中将が、外国人管理の鉄道警察隊を作られる前に、中国側でしっかりした警察隊を作るべきであると勧告したことが明らかにされたため、北京での日英間には些か気まずさがただよっていた。しかし広東においてはとくにそのような気配は見えず、日本は先走ったことは控えながら、列国との最小限度の協調は惜しまない態度をとっていた。

広東領事団はこの時期イギリス・アメリカ・フランス・日本にポルトガルの総領事から成っていたが、首席領事は1923年12月27日を以て、英国のサー・ジェミーソン総領事から日本の天羽英二に引き継がれた点もあって、日英間の協調

は表面上はうまく行っていた。

在広東日本総領事館にとっての悩みの種は、北京からの情報の遅れで、他国の総領事から教えられ、あるいはその動きで事態の変化を察知せねばならぬときが少なくなかった^(英)。これは北京においてイギリスがフランスとの関係に比べ、アメリカおよび日本に対しては、やや距離をおいて対していたことも関連しよう。

共同示威行動のための海軍艦艇の呼び寄せについては、台湾の鳳山無線電信所へ送信し、同所から澎湖諸島の馬公要港在泊中の日本駆逐艦へ転電する手筈であった。そして台湾への送信についてはアメリカ海軍を煩わした。ところがアメリカの華南哨戒隊司令リチャードソン中佐の尽力にもかかわらず、台湾との交信には成功しなかった^(英)。しかし、米艦ヘレナ号の試みた五島列島福江島の大瀬崎無線電信所との交信に成功⁸⁾、同所からの転電により、12月16日、「松」級駆逐艦2隻の来航を見、列国の艦艇は17隻を数えるに至った。ちなみに同無線電信所は、日本に設けられた最初の電信所で、日露戦争に際し“敵艦見ゆ”との哨艦信濃丸からの微弱な電波の受信に成功、要所に転電してロシア艦隊擁護の体制を整え、撃滅への端緒を築いた有名な電信所であった。

列国艦艇の広東沖待機が長引くにつれ、まず、吃水の関係で、軍艦に代って中国の小汽艇を砲艦に仮装して広東に派遣されていたイタリア艦は、その居住性から早急な引揚げに迫られた。列国の艦艇のうち、イギリス海軍のものは、元来が大英帝国＝世界帝国各地にミリタリプレゼンスを効かせることを主任務の一つとしていた関係上、植民地警備に適した構造を持っていた。他方、アメリカの艦艇は長途の渡洋作戦に向けて作られており、しかも“無料で海外観光ができる”をキャッチフレーズにして集められた志願兵主体の海軍として、それ相応の居住性は考慮されていた。これに反し広東に急派された日本の「松」級の2等駆逐艦は、第一次大戦で駆逐艦の主任務に加えられた対潜水艦戦・船団護衛で不足になった分の補充として、数を必要とされたため、屯数も普通の駆逐艦のほぼ半分の五百九十五屯に押えられ、10隻が、起工から竣工まで僅か4カ月の工期で大量生産された小型沿岸用の駆逐艦であった。艦は兵装と高速を得るための巨大なボイラーと機関に場を占められ、居住性への配慮など及ぶ

可くもなかった。そこで天羽総領事は広東における亜熱帯を思わせるような高温多湿の時期の到来を目前に、急遽派遣されて長期にわたる待機を余儀なくされている「松」級駆逐艦を、砲艦に代えてはと、外務省を通じて海軍省へ進言した。しかし海軍省勤務者はエリートコースとされる砲術科出身者が多く、昇任に必要な実艦勤務も、概ね戦艦・巡洋艦で済ませ、稀に水雷科出身者がいても、その海上勤務は巡洋艦かせいぜい艦隊随伴の大型新鋭駆逐艦である上、小型2等駆逐艦による華南の沿岸警備などはまず経験していなかった。従ってその認識の度合は現地の在広東総領事の天羽に及ぶべくもなかった。第1次大戦参戦時まで華南の警備を担当していたのは第三艦隊で、旗艦は二等巡洋艦、その主体をなしていたのは一等ならびに二等砲艦であった。それゆえ、天羽の進言は理に適ったものであったが、上記の部内事情に加え、予算その他の面で海軍省当局者としては「松」級は手軽に使い易いため、天羽の進言は容れられなかった。その代り、列国との釣り合い上、1隻だけは広東に留め置くとして、台湾澎湖諸島の馬公要港から、適宜姉妹艦の交代派遣の方式がとられることになった。

しかしやがて、各国とも経費や兵員の休養・訓練などの問題から、在北京の各国公使たちの空気も長期滞留を不可とするようになった。その結果、4月9日撤退が決せられ、4月30日におけるフランス艦および日本の「松」を最後として撤退を完了するに至った⁹⁾。

日本は何よりも排日運動の再燃を恐れていた。そして、北京政府・広東政府のいずれとも、できるなら対立を避けたいとしていた。“広東政府側で不穩の措置に出て、これを阻止するために領事団で一致の態度をとる場合はこれと歩調を合わせて適当な措置をとっても差支えないが、我方が主動的態度に出ることは避ける”(大正12年12月6日外務大臣発、在広東総領事宛 電訓)というのが基本方針であり、広東に送ったのも最多の時で、小型の沿岸用駆逐艦2隻、それも至近に基地がありながら到着は列國中最後であった。

VI. 孫文側の、「列国海軍による共同示威行動」への対応

過去における革命路線への反省から民衆の役割の重要性を認識するに至った孫文は、この問題において終始民衆とともに戦う姿勢を崩さず、民衆の熱烈な支持の下に、巧みな与論指導に努めた。本問題の山場は(1923年)12月15日であった。孫文は腹心の陳友仁を、かねてから香港の立場から広東封鎖に反対の意向を洩らしていた香港のイギリス人総督のもとに派した。この頃イギリスは在広東のポルトガル総領事による妥協あっせんをも極めて強い姿勢で斥けたように、孫文に対するあらゆる妥協調停の企てを、悉く封殺していた。それゆえ香港のイギリス人総督には当然厳しい口封じが行われていたに相違なかった。従って総督は本問題に関し、彼が洩らしているように、この問題に対しては関与しないという立場をとったに相違なかった。しかし、これまでイギリスを攻撃してきた中国側新聞は、突如15日で論調を一変、“香港総督は広東政府から派遣された陳友仁に対し、広東側主張の正当を認める旨を言明し、かつその旨を在北京のイギリス公使およびイギリス本国政府に電報した。その結果、イギリスの態度に変改を見ようとするに至った”と報じ、これに反し“アメリカは6隻もの駆逐艦を呼び寄せ、広東を威喝しようとしている”として、主としてアメリカに攻撃の鋒先を向けた。(12月16日在広東天羽総領事発伊集院外務大臣宛電報第307号)。激烈な反英から免れ、折角反米に転じてくれた新聞論調の手前からか、香港総督は今さらこの報道に抗議したり正式に否認することはしなかった。

孫文による巧みなマスコミ操作と孫文に対する学生や労働者の熱烈な支持のもと、一夜にして激烈な反米運動の矢おもてに立たされて動揺を來した、在広東のアメリカ総領事とアメリカ海軍の「アシュビル号」艦長は、天羽総領事に対し、反米の動きが急に激化したので香港に残している駆逐艦2隻は数日にマニラへ返す旨言明した。一方、在北京のシャーマン・アメリカ公使は、論調一変の僅か2週間後の(1924年)1月4日、雲南から北京への帰途広東に立ち寄り、在広東のアメリカ総領事の斡旋で、イギリスを除く在広東の各国総領事と懇談、非公式に意見の交換を行った。公使は翌日広東政府の伍朝樞外交部

長、翌々日孫文と会見を行った。同公使の報告によれば、同公使は「関余」の解決策として、広東側に対する分け前を治水事業や福祉増進のために使うことを提案したところ、伍は賛意を表し、孫文また異議を唱えなかった由で、同公使は北京へ帰着後、北京政府の顧維鈞とも会見、北京政府も「関余」が軍用に使われない確実な保証があれば、治水問題のための配与を承認し得るとの言を得た由であった。また広東税関長から天羽総領事が聞き及んだところでは、I.G. のサー・フランシス・アグレンもまた、治水のためにする「関余」の配与には異議なく、支払方法も Board of Conservancy とする時は広東政府に渡すことにしても可という意見の由で、「関余」に関する広東・北京両政府および総税務司 (I.G.) 三者間の意見は大いに接近を見るに至った (「領事報告」の「第五」参照)

なおアメリカ公使の前記1月4日の広東訪問の際、談たまたま軍艦撤退の件に及んだ折、各国領事は最近の形勢では孫文が急に税関差押えを行うこともないようであるから、成る可く軍艦数を減少させることに意見一致し、協議の結果、一国は少くも1隻は留め、他は撤去して差支えないとの決議に至った。その結果、アメリカは直ちに駆逐艦4隻を香港に向け出発させ、日本もまた駆逐艦「杉」を1月7日に馬公要港に引揚げさせた。

なお、1月10日にはイタリア側から、吃水の関係で小型中国汽船を仮装して広東に送っていたが、設備その他不便のため、引揚げ希望を申し入れてきた。

一方、イギリス総領事はこれとは関係なく各国軍艦の一斉引き揚げについて、当時首席領事になっていた天羽総領事の意見を求めてきた。天羽総領事も撤退の時機が来ている旨の意見であったので、1月24日、領事団は各国軍艦撤退の時機に至った旨の意見に一致し、その旨の決議案を可決、各本国政府に訓諭することになった。これに対し北京の外交団(公使会議)は全艦の撤退には反対し、各国1隻以上を留め置き、ただしイタリアの仮装砲艦については列国の協調に何等変更のないことを知らせる適宜の処置をとりながらその撤退を認めることになった。

しかしその後4月9日、北京において日本・イギリス・アメリカ・フランス・オランダの5か国公使およびイタリア代理公使が参集し、軍艦撤退について談

合、結局、各国公使はそれぞれの本国政府に、も早や示威行動は中止すべきである旨稟請すること、なお撤退はなる可く目立たぬよう実施することに決定した旨、在華公使から在広東の各国領事へ電訓があった。その結果前記のように各国軍艦は4月30日のフランスおよび日本を最後として撤退を完了した。

この間孫文は民衆の役割の重要性を強く認識しつつ行動し、巧みなマスコミ操作と孫文と共闘する学生・労働者団体の熱烈な支持により、アメリカの動揺を誘い、終に列国海軍の総撤退に持ち込んだのである。

おわりに

九国条約体制下における帝国主義的政策展開の方向として、イギリスは「臨城事件」を好機として、海関における Foreign Inspectorate (外国人管理制) をまず鉄道分野にも及ぼし、さし当りこの方式により、津浦鉄道をイギリスの実質的支配下に置こうと試みた。ところが「臨城事件」の2ヵ月後、孫文の第三次広東政府は「関余」の同政府への分与を、北京の外交団およびイギリス人総税務司に要求するに至った。しかしこれは九国条約体制下に貫こうと試みていたイギリスの帝国主義的政策展開の軸を、根底から突き崩すものであった。なぜなら、孫文側の建て前は、“中国海関は中国の官庁であるから、広東政府の命に服すべきである。少くとも広東政府の管轄および勢力下にある諸港の海関においては然りである” というにあった。「臨城事件」で模索されたイギリスの上記の政策展開にとって、少くもイギリス人総税務司の、中央・地方を問わぬ、政府からの不可侵性・権威の保持は、その大前提となっていた。従って孫文側の要求は第一次広東政府(西南護法政府)の折は認められていたにもかかわらず、「臨城事件」後の、今次の要求は認められなかった。イギリスは最初のうちは事実上黙殺、ついで孫文側がしびれを切らして督促に出で、もし容れられない場合、海関差し押え等をほめかすと、居直り、列国を導いて各国海軍艦艇の広東集結による軍事示威行動を組織した。その一方で前述のように孫文側の試みるあらゆる調停妥協の途はこれを厳しく封殺し、また外交団の会議においても、首席公使をして、孫文の広東政府崩壊の報があったなどとして

回答を待っている孫文をよそに会議でとり上げさせないようにするなど、孫文側の封じ込め、追いつめをはかった。

イギリスは孫文側の財政が極度に窮迫している折から、海関の差押えないし接收近しと宣伝これ努め、列国海軍陸戦隊の上陸配備の計画を立てさせ、孫文側の実力行使に備えさせた。「関余問題」の2年後、イギリスは揚子江沿岸の四川省万県で、県城に対する無差別艦砲射撃により、死傷者数千、破壊炎上家屋千余という殺傷事件に至っている。

「関余問題」以後、イギリスは国民革命の発展を恐れ、なりふりかまわず武力でけん制するため、各地で殺傷事件に及んでいる。「関余問題」の後、「万県事件」に至るまでのイギリスのこの動きからみると、孫文が海関に対し、差押えや接收の挙に出た場合、イギリスはこの機に乗じ一挙に、北京における自国のかいらい政府に敵対して北伐を企てようとする孫文側勢力の一掃を企てていたものと思われる。孫文側との軍事衝突の際、最上級の先任者による共同作戦の指揮権の掌握を目ざしてか、アメリカ・日本が在北京の公使からの連絡を待っている間に、前述したように、イギリスはレブソン海軍大将の統率する軍艦2隻をフランス海軍の2隻とともに広東にいち早く先着させている。この事実からもイギリスは単なる示威以上のもくろみを有していたと考えられよう。しかし孫文は列国の実力行使を招くような行動は避け、民衆との共闘を背景に、巧みな与論操作によってアメリカの動揺を引き出し、列国艦艇の撤退をもたらした。

以上のように、「関余問題」においてイギリスは列国海軍の共同示威行動を組織して、イギリス人総税務司(I.G.)の不可侵性・権威の保持に成功を収める一方、実質的には孫文を相手にせず、一時アメリカ公使に広東・北京での主導権を奪われかけたが、巧智を尽して「関余」の分与を拒否し通した。他方、孫文は民衆とともに闘うという新たな革命路線の正しさを実践によって証明することができ、「国民革命」へ向っての貴重な第一歩を踏み出すことができた。

孫文の第三次広東政府による関税剰余金分与要求と
列国海軍による共同示威行動に関する一考察(日台)

〔註〕

- (1) 広東大元帥府は、内務・外交・軍政・財政・建設および参謀の6部からなり、主な構成員は次の通りであった。

大元帥	孫文 (Sun Wên、ただし外国では字(あざな)が逸仙であるところから Dr. Sun Yat-sen と称されていた。)
総参謀	胡漢民 (上海)
参謀長	李烈鈞
参軍長	張開儒
秘書長	揚庶堪
内政部長	徐紹楨
同 次長	揚西敵
外交部長	伍朝樞 (Wu Chao Chu)
同 次長	郭泰祺
財政部長	葉恭綽 (上海)
同 次長	鄭鴻年
建設部長	林 森
同 次長	伍学瀑
軍政部長	程 潜
同 次長	鄧泰中
大理院長	趙士北
両広塩運使	伍法康

また陳友仁 (Eugene Chen) が孫文の秘書としてしばしば機微にわたる重要な役割を果していた。(なお3月3日・7日発令時とは職名・人名に変更あり)

- (2) Surplus Customs Revenue. 孫文の広東政府はこれを次のように定義している。
“関税中ヨリ対外債務ヲ完全ニ履行シタル後尚残存スル剰余金”

(1923年7月、在広東天羽総領事に対し広東政府伍朝樞外交部長が提出した覚書(イ)号の第4項(2)の文言。)

なお孫文自身はその演説の中で、そして広東政府もその公式文書の中でしばしば「関余」の語でこれを表わしている。そこで本稿においても「関余」の語を使用する。

- (3) Inspector-General. 公式の電報・文書などにおいてしばしば I.G. の略語が使われる。本稿においても以下 I.G. を用いることとする。この職の根幹をなす中国海関における Foreign Inspectorate については(註6)において後述する。I.G. は形式的には中国政府の官吏であるが、人事専決権を有するほか、諸般の業務についても事実上専決が行われていた。初代のウェード以下、優れた語学力と行政手腕を有するイギリス人がこれを独占した。このイギリス人総税務司について、日本の外務省は“他国ノ行政官ニ殆ンド類例ヲ見ザル独裁的行政長官”としている。(『秘・

孫文の第三次広東政府による関税剰余金分与要求と
列国海軍による共同示威行動に関する一考察(日台)

総稅務司ノ地位ニ関スル件」3-1-2、34-1。)

- (4) 在広東日本総領事館英文來・往信写し(1923年5月16日~1924年8月29日)について

本稿において考察の史料として、在広東日本総領事館外務書記生伊地知吉次によって作成された表記の英文文書(写)が使用されている。

外務書記生伊地知吉次が広東に着任したのは1923(大正12)年5月3日で、その離任は1924年の12月、その間の総領事は天羽英二(広東在勤:1923年5月13日~1925年2月20日)であった。同書記生によって写しが作成されている英文の電報・信書・回章類の日付は、1923年5月16日付に始まり、1924年8月29日付で終わっている。前者は日本の在広東総領事が藤田英介から天羽英二に交替した旨の通知に対するドイツ総領事からのアクノリッジであり、後者は新聞電報の料金率について日本総領事から中国の電信局長に対して行われた申入れである。これら107通は同一寸法の無地のタイプ用紙にタイプで印字されているが、1924年1月18日付以降の用紙には予め“H.I.J.M'S CONSULATE GENERAL(改行)CANTON”のレターヘッドが印刷されている。文書の中には中央上部にOFFICE COPYとタイプされているものもあるほか、発信文で天羽総領事自身のペン書きサインを有するものもある。

これらの文書には、各国の領事との連絡調整に関するものや、現地の中国側諸機関との折衝、日本の船舶にまつわる諸事件(港則違反・虚偽申告・船体の抑留・船員の拘束等)や課税問題への対応から生れた、いわば領事館としての本来の業務に関するものが多数含まれているのは当然のこととして、文書の収集者伊地知の広東着任の直前から孫文によって同地に大元帥府が開設されたことは、収集されている文書の中に、いわゆる第3次広東政府時代の孫文にまつわる各種の史料を含むことになった。

広東駐在の各国領事は領事団を構成していたが、当時は英国のジェミーソン総領事が首席領事即ち領事団団長の役を行っていた。しかし、1923年12月27日の同総領事の離任により、日本の天羽総領事に引きつぎが行われた。従って伊地知収集の文書の中には、日本総領事としての文書と広東の領事団の首席領事としての文書の2種類が存する。首席領事から各国総領事に宛てられた回章の発行や人事の異動報告などのほか、前記のように、広東に孫文が大元帥府を開設し、第3次広東政府の活動が行われたため、広東の領事団は事実上、外交団の代行を行わねばならなかった。総領事からの報告は公使から参考までに外務大臣宛に送られるか、あるいは総領事から公使宛へと併行して大臣宛に送られた場合は本省でファイルされ、外交史料館に保存されているが、北京の在華日本公使か外務大臣宛の文書以外の領事館文書については、整理保存の対象となる機会には恵まれ難い。その点、「閑余問題」関係でも少なからぬ英文文書が写しながら残存し、大阪経済法科大学図書館に收藏されていたのは幸いであった。これらはこの程整理を了えて近く同館収蔵の、満洲事変

孫文の第三次広東政府による関税剰余金分与要求と
列国海軍による共同示威行動に関する一考察(日台)

までの、在間島日本総領事館文書および在鉄嶺日本領事館文書と共に公刊される。

(5) 参照：鈴江 言一 『孫文伝』(1966)(1950) 岩波書店

藤井 昇三 『孫文の研究』1966、勁草書房

池田 誠 『孫文と中国革命』1983、法律文化社

堀川 哲男 『孫文と中国の革命運動』1984、清水新書

藤井 昇三・横山 宏章編 『孫文と毛沢東の遺産』1992、研文出版

横山 英・曾田 三郎編 『中国の近代化と政治統合』1992、溪水社

(6) Foreign Inspectorate (外国人管理制=外国人税務司)

1853年秋、太平天国の乱に際し、小刀会が上海县城を占領し、上海海関が機能を停止した際、英米仏3国領事は1854年、上海道台と協定して、これら3国を代表する各1名の委員から成る関税管理委員会に、海関行政への関与をさせるに至った。その後、1858年の天津条約の付属協定の規定に基づいて、他の開港場へもこの方式が及ぼされることとなり、清国当局によって任命される外国人である総税務司 Inspector General of Customs の下に各海関に税務司 Commissioner 以下の外国人職員を多数擁する組織が形成されていった。

外国人税務司制度が確立すると、海関は関税徴集のほか、内外債償還事務や賠償金支払事務をも営むようになった。ところが辛亥革命(1911年)の結果、中国政府が借款を支払えなくなったため、1912年、列国公使は中国政府に対し関税収入の処分権を総税務司にまかせ、またこれまで関税収入は中国側の海関銀行が保管していたのを、外国銀行3行、のちには香港上海銀行のみに保管させることにした。

当初上海に設けられた関税管理委員会において実権を掌握したのは、抜群の語学力と個人力量の持主であったイギリス代表ウェードであった。そして代々の、総税務司もすべてイギリス人の占めるところとなった。海関職員にしても樞要の地位は外国人が占めたがその大半もまたイギリス人であった。総税務司は海関の人事について独断専行を認められていた。このようにして海関の管理権は事実上イギリス人の手に握られていた。

参照：外務省亜細亜局 『支那海関、塩政及郵政ニ於ケル外人傭聘』大正14年9月調

同上 『秘・総税務司ノ地位ニ関スル件』(作成日時不明)

高柳松一郎 『支那関税制度論』大正15年、京都・内外出版

田村 幸策 『支那外債史論』1935、外交時報社

(7) 三都澳

“門戸開放” “機会均等” “領土保全” の提唱者として、アメリカの外交史上においてかくかくたる名声を有する國務長官ジョン・ヘイは、“領土保全” を日本はじめ列強に申入れてから僅か半年の1900年(明治33年・光緒26年)の12月、清国駐劄のアメリカ公使に訓令して、台湾の対岸・福建省の三沙澳(「日本外交文書」記載に従う。「澳」とは水が陸地に奥深く入りこんだ所の意)のなかの一島を米海軍

孫文の第三次広東政府による関税剰余金分与要求と
列国海軍による共同示威行動に関する一考察(日台)

基地として租借し、その周囲20哩以内は第3国に対する不割譲を約させる条約締結を清国政府に要請させた。そして、かねて「福建不割譲に関する交換公文」によって福建省の外国への不割譲を清国政府に約させている日本に対し、海軍の石炭集積所を設けるため、前記湾内の島嶼を租借する件について、アメリカ駐節の日本公使・高平小五郎に、國務長官から内意の打診があった。

これに対し加藤高明外務大臣はアメリカが提唱して日本にも守らせている“領土保全”の趣旨に反する行為としてこれを拒絶させた。

三都澳は、福建省北東部・福州の北隣にある、四つの支湾を有する三沙湾（三都澳湾）の中心、三都島の南西岸にある港である。湾の入口は比較的狭いが、湾内は奥深く、波は穏やか、水深も深く、しかも艦船の停泊面積が広いので、巨艦を擁する艦隊の停泊地として好適のため、最初ドイツ、ついでアメリカが目をつけた。しかし前述のように、日本に拒まれてざ折。しかしアメリカ海軍はその後もしつこく國務省に対し、華南における海軍基地獲得を働きかけ、海軍の General Board（日本の将官会議というよりはシビリアンコントロール下の平時における海軍軍令部的存在、海軍総合計画会議とでも訳すべきか）も、いざとなった場合、同地の占領を計画していたことは、アメリカ海軍史研究者のあいだではよく知られている。cf. Seward W. Divermore; American Naval Base Policy in the Far East. 1850-1914.

(The Pacific Historical Review vol. XIII, June 1944, no.2, p.p.120)

- (8) 米艦ヘレナ号が大瀬崎無線電信所との交信に成功した旨の通知

Canton, December 16th, 1923.

Eiji Amau Esq.,
Consul General of Japan,
Canton.

Dear Sir,

I have the honour to inform you that the U.S.S. HELENA succeeded in passing your message on to the Japanese Radio Station “Osezaki”

Very respectfully,
J.O. Richardson.

- (9) イギリス・フランス総領事から示威行動中の艦艇の総引揚げを聞いたので、北京から何も知らされていない木村総領事代理はアメリカ総領事に情報と意見を求めたところ、アメリカもまた北京から何も聞いていないが、日本駆逐艦の引揚げには賛成との答であった。

孫文の第三次広東政府による関税剰余金分与要求と
列国海軍による共同示威行動に関する一考察(日台)

Canton, April 17, 1924,

A. Kimura, Esquire,
Imperial Japanese Consulate General,
Canton.

My dear Mr. Kimura,

I have just received your note of to-day's date and hasten to reply, I have heard nothing further from my Minister at Peking concerning the withdrawal of the foreign naval vessels from Canton but have no doubt Mr. Giles' information in this respect is entirely correct.

In view of the fact that neither Mr. Giles nor monsieur Goubaut has any objection to the immediate withdrawal of the Japanese destroyer, I, of courses, shall interpose no objection on my part.

Very sincerely yours,
(Signed) Douglas Jenkins,
American Consul General.

